

# 社会福祉法人天童市社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

平成21年 5月26日社協規程第1号  
改正 平成21年 9月29日社協規程第4号  
平成29年 3月22日社協規程第13号

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天童市社会福祉協議会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 役員等のうち理事たる会長に年額205,000円の報酬を支給する。

2 前項の報酬は6月、9月、12月及び3月にそれぞれ年額の4分の1の額を支給する。ただし、年の途中において新たに会長に就任した場合は、就任した日の属する月から、月割りで計算した額を直近の支給月に支給する。また、年の途中において、退任した場合は、退任した日の属する月まで、月割りで計算した額を速やかに支給する。

3 第1項の理事たる会長以外の役員等には当分の間、報酬は支給しない。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、職務のために要した実費を弁償するため、会長が招集した会議に出席した場合、日額4,000円を費用弁償として支給する。ただし、同一日に開催された2以上の会議に出席した場合にも日額の変更は行わないものとする。

2 費用弁償の支給の対象となる役員等の範囲は、別表のとおりとする。

## (補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。  
(社会福祉法人天童市社会福祉協議会役員及び評議員等の費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人天童市社会福祉協議会役員及び評議員等の費用弁償に関する規程（平成11年4月1日社協規程第6号）は、廃止する。

## 附 則

この規程は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 員 等

- 1 理事
- 2 評議員
- 3 監事
- 4 天童市社会福祉協議会広報誌編集委員会の委員
- 5 天童市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会の委員
- 6 社会福祉功労者表彰審査会の委員
- 7 天童市社会福祉協議会委員会の委員等